

東京二十三区清掃一部事務組合入札参加禁止措置要綱

平成 26 年 11 月 26 日総務部長決定

26 清総契第 375 号

改正 平成 30 年 3 月 15 日 29 清総契第 524 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、東京二十三区清掃一部事務組合（以下「組合」という。）が、東京二十三区清掃一部事務組合契約事務規則（平成 12 年規則第 51 号。以下「規則」という。）第 7 条（第 35 条において準用する場合を含む。）の規定により組合の執行する一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有すると認められた者（以下「入札参加有資格者」という。）に対し、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 第 2 項各号（以下「措置要件」という。）のいずれかに該当すると認められるため規則第 6 条の規定による入札参加禁止措置を行う場合において必要な事項を定めることを目的とする。

(入札参加禁止措置の基準等)

第 2 条 入札参加有資格者が別表に掲げる措置要件のいずれかに該当すると組合が認めるときは、措置要件に応じて同表各号に定める期間、入札参加禁止措置を行うものとする。

(入札参加禁止措置の通知)

第 3 条 前条の規定により入札参加禁止措置を行ったときは、当該入札参加有資格者に対し遅滞なく通知するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 26 年 11 月 26 日から施行する。
- 2 施行日以前の事実によって規則第 6 条の規定に基づき決定した入札参加禁止措置については、従前の例による。
- 3 入札参加禁止期間の取扱いについて（平成 20 年 3 月 6 日付け 19 清総経第 540 号総務部長決定）は平成 26 年 11 月 25 日をもって廃止する。
- 4 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

別表

| 措置要件 | 期間 |
|--|-----------------|
| 1 契約の履行に当たり、故意に工事、製造その他の役務を粗雑に行い、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき | 3年 |
| 2 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき | |
| (1) 東京二十三区清掃一部事務組合競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱(平成13年6月26日付け13清総契第98号。以下「指名停止要綱」という。)別表に該当するとき | 指名停止要綱に定める期間 |
| (2) (1)以外するとき | 指名停止要綱に準じて定める期間 |
| 3 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき | 3年 |
| 4 地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条の2第1項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員の職務の執行を妨げたとき | 3年 |
| 5 正当な理由がなくて契約を履行しなかったとき | |
| (1) 落札者が、正当な理由がなく契約を辞退したとき | |
| ア 入札金額について、入札者に錯誤があったと認められる場合で、辞退が落札直後であるとき。ただし、入札事務担当者が、開札後落札宣言前に入札金額に錯誤がないかを入札者に確認した時を除く。なお、錯誤があったと認められる場合とは、入札金額を1桁取り違えた場合や、総価で記載すべき入札金額を単価で記載してしまった場合等をいう。 | 3月 |
| イ ア以外するとき | 6月 |
| (2) 落札者が、正当な理由がなく契約書を作成しないとき | 2年 |
| (3) (1)及び(2)のほか正当な理由がなく契約を履行しないとき | 2年 |
| (4) (1)から(3)までに掲げる場合において、悪質な事由が認められるとき | 3年 |

| 措 置 要 件 | 期 間 |
|--|--------------------------------|
| <p>6 契約により、契約の後に代価の額を確定する場合において、当該代価の請求を故意に虚偽の事実に基づき過大な額で行ったとき</p> <p>7 前各項の規定により、競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき</p> | <p>2年</p> <p>前各項にそれぞれ定める期間</p> |